

【国際研修・共同研究】

ラオス本邦研修「刑事訴訟法における証拠法研究」

国際協力部教官

小島 麻友子

第1 はじめに

法務省法務総合研究所（以下、「法務総合研究所」という。）は、2019年5月19日から同年6月1日までの間（移動日を含む。）、ラオス国立大学法政治学部刑事法科学科長である Sengthavy INTHAVONG 教授ら21名¹を対象に、本邦研修「刑事訴訟法における証拠法研究」を実施した。

この研修は、独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）が2018年7月に開始した「ラオス法の支配発展促進プロジェクト」の中で実施している活動、すなわち、ラオス刑事訴訟法における証拠法則を研究し、その成果をQ&A形式にまとめ（公判段階Q&A集）、刑事司法関係者に配布して普及するための活動の一環として実施したものである。

なお、本研修の背景や位置付けなどについては、本号に掲載されている伊藤淳JICA長期派遣専門家の「ラオス刑事訴訟法（証拠法）研究～法制度整備支援における「運用支援」の一例の紹介～」（以下、「伊藤専門家寄稿」という。）を参照されたい。

第2 講義・訪問について²

1 目的

ラオス人が自国の証拠理論や実務運用だけを研究するのではなく、他国の理論や実務運用をも研究した上で、今後のラオス刑事司法の適切な運用方法を考え、決めていくことができるようになってほしい、このような伊藤専門家の意図を共有し³、本研修では、日本の刑事手続や証拠法に関する講義や刑事裁判傍聴のほか、ドイツにおける証拠法理論概要やアメリカにおける証拠法理論概要に関する講義を取り入れた。

また、ラオスでは、科学的手法を用いた証拠収集方法に乏しく、また、取調べ状況を客観的に記録できる録音録画も導入されていないことから、それらを紹介するため、日本において実施されている科学的手法を用いた証拠収集方法に関する講義や警察署の取調室の見学を実施した。

¹ ラオス側参加者は、添付資料1「参加者名簿」のとおり。

² 研修日程は、添付資料2「ラオス第3回本邦研修（刑事法）「刑事訴訟法における証拠法研究」日程」のとおり。

³ 詳細は、伊藤専門家寄稿の「4」を参照されたい。

2 刑事手続や証拠法に関する講義及び裁判傍聴

(1) 講義「日本の刑事手続と証拠法理論について」

ラオスの刑事手続との違いを踏まえつつ、日本の捜査・公判手続の流れや自白法則、違法収集証拠排除法則、補強法則の概要について説明した。

具体的には、日本では、ラオスにはある捜査開始命令⁴や事件ファイル差戻し⁵の手続がないこと、自白法則においては任意にされた自白か否かが基準とされていること⁶、違法収集証拠排除法則が判例の集積により成り立っていること⁷などを説明した。

参加者からは、捜査や公判における手続の期間などに関する質問や検察官の処分に対して不服があった場合に、被疑者・被告人が取り得る手段に関する質問などがなされた。

(2) 講義「模擬取調べから学ぶ日本の取調べ」

検事である当部の氷室隼人教官が考えた、取調官が脅迫的言動をとるなどの架空の不適切な取調べのシナリオに基づき、氷室教官と、同じく検事である私とで模擬の取調べを実演した。

それを見ていたラオス側参加者には、不適切な点を指摘してもらい、その理由を議論した。

当初は予定していなかったものの、ラオス治安維持省警察大局からの参加者らが、ラオスでの取調べについて、実演しながら説明してくださり、ラオスの捜査実務を知る良い機会ともなった⁸。

⁴ ラオスでは、刑事訴訟法第84条に、個人が犯罪を行ったことを証明する確実な証拠がある場合、捜査機関の長又は検察庁の長は、捜査開始命令を発付しなければならない旨を規定しており、捜査の開始に当たっては、捜査機関の長又は検察庁の長が捜査開始命令を発付することとなっている。

⁵ ラオス刑事訴訟法は、補充捜査が必要な場合などに、検察庁は捜査機関に事件ファイルを送り返すことができる旨規定しており（第153条参照）、また、裁判所長は検察院の長に事件ファイルを差し戻す命令を発付する旨を規定している（第168条参照）。

⁶ ラオスでは、刑事訴訟法第36条3項で、「嘘、強制、脅迫、暴行、拷問その他適法でない行為によって得られた被疑者又は被告人の自白は、事件における証拠として使用することはできない。」旨を規定しており、適法でない行為によって得られた自白か否かを基準としている。

⁷ ラオスでは、刑事訴訟法第42条1項で、「この法律に違反する手段により得られた情報は、刑事事件の証拠とならない。」旨を規定しており、違法収集証拠排除法則を法律に規定している。

⁸ 例えば、ラオスでは、1日に取調べできる時間を刑事訴訟法で規定しており（刑事訴訟法第116条4項は、取調べは4時間を超えてはならない旨を規定している。）、また、女性の被疑者を取り調べる場合には、女性の警察官が立ち会わなければならないとされているとのことである。



【参加者がラオスでの取調べを実演している様子】

(3) 刑事裁判傍聴

冒頭手続から検察官請求証拠の証拠調べ手続を傍聴した。

傍聴後、裁判官から質疑応答の時間をいただいた。

参加者からは、1件の事件につき開かれる公判の回数や1回の公判期日にかかる時間の長さについての質問のほか、被告人が公判において捜査段階の取調べにおいて取調官より暴行、脅迫を受けた旨の主張をした場合の手続の進め方などについて質問がなされた。

(4) 講義「裁判所の観点から見た日本の証拠法について－自白、補強証拠及び違法収集証拠を中心に」

元裁判官であり、現在弁護士である波床昌則先生より、刑事訴訟法の目的と証拠法の解釈・運用の関係、自白法則及び自白の任意性の審理方法、自白法則の根拠、補強法則、違法収集証拠排除法則などについて講義を受けた。

参加者からは、捜査官が被疑者に対して虚偽事実を述べて自白を得、その自白に基づき大量の違法薬物を発見した場合、それらを証拠とすることができるかなど具体的な質問がなされ、ラオスの刑事訴訟法のもとではどのように考えるかを議論する場面もあった。

(5) 講義「弁護士の立場から見た自白法則及び違法収集証拠排除法則」

弁護士である宮家俊治先生より、被疑者から取調べ中に取調官から暴行や拷問を受けた旨の申し出があった場合に弁護士が取るべき対応策などについて講義を受けた。

また、宮家先生が用意された証拠能力が問題となる設例について、ラオス刑事訴訟法に規定されている自白法則⁹や違法収集証拠排除法則¹⁰に照らして証拠とすることの可否及びその理由などを議論した。

⁹ 注釈6参照

¹⁰ 注釈7参照

(6) 講義「ドイツ法における証拠法理論概要－証拠禁止を中心として」

専修大学大学院法務研究科教授である加藤克佳先生より、自白とそれ以外の証拠について、ドイツにおける証拠使用の禁止や証拠使用の禁止の効果が及ぶ範囲などに関して講義を受けた。

参加者からは、自白とそれ以外の証拠とで取扱いを異にしている根拠に関する質問や、ドイツにおける違法な捜査をした警察官に対する制裁に関する質問などがなされた。

(7) 講義「英米法における証拠法理論概要－米国法を中心として」

同志社大学大学院司法研究科教授である洲見光男先生より、アメリカにおける違法収集証拠排除法則や自白の証拠能力についての判例やその流れ、判例により確立されている手続などについて、具体例を交えて講義を受けた。

3 科学的手法を用いた証拠収集方法に関する講義や取調室見学

警察庁刑事局職員より、日本の警察の鑑識実務に関する講義を受け、警察庁科学捜査研究所職員より、日本における犯罪者プロファイリング、ポリグラフ検査に関する講義を受けた。

質疑応答の際には、参加者から、ラオスでは警察犬による捜査は行われているが、DNA型鑑定を実施する機械がないことなどの捜査の実情についても言及された。

第3 意見交換

1 伊藤専門家が作成した「検討対象問題」5問について、日本法、ドイツ法、アメリカ法と、これら各国の法律に基づく考え方やそれらから導かれる帰結を、ラオス法に基づく考え方や帰結と比較しながら意見交換を実施した¹¹。添付資料2のとおり、加藤先生や洲見先生にも御参加いただいた。

2 現在、伊藤専門家において、この意見交換結果を踏まえて、比較法から見たラオス証拠法の理論や実務運用の問題点、改善点について検討中であるため¹²、本稿においても、意見交換の内容を詳細に説明することは差し控えることとする。

ただ、研修当初、違法収集証拠排除法則などに関し、具体的な判断根拠を示さず議論していた参加者が、本研修において各国の理論を学び、意見交換を重ねるに従い、具体的な判断基準を示して説得的に議論するようになったことは、参加者が考えを深めていっていると実感できた瞬間であり、研修を担当した者として、喜びを感じた場面であったので、特筆したい。

¹¹ 伊藤専門家寄稿の「3(2)」、「3(3)」及び「別添2」を参照されたい。

¹² 伊藤専門家寄稿の「3(3)」を参照されたい。



【意見交換の様子】

第4 おわりに

議論の中で特に印象的であった点を1つ挙げると、多くのラオス側参加者がラオスの法理論や実務運用状況を包み隠さずさらけ出し、その上でラオスの証拠法理論を更に構築し、実務運用を改善していくために、真剣に議論していた、その姿勢であり、熱意である。

先生方は皆、参加者がラオスの証拠法理論又は運用実務において問題と思われることを発言した場合であっても、真っ向から否定することなく、忍耐強く、しかし、議論を愉しむかのように、参加者に問題を投げかけられており、それが結果的に再考を促すことにつながっていた。

研修後、参加者からは、「色々な国の法律との比較は大変に役立つもので有益であった。」といった感想や「自身が担当する仕事に関係した研修であり有益であった。」といった感想が寄せられた。

この感想が感想のみで終わらず、現実のものとして、提供した知見が、公判段階Q&A集の作成、更には参加者の皆様の日々の業務に役立ち、問題意識を深め、考え方の幅を広げる一助となっていることを願いたい。

最後に、本研修に御協力をいただいた講師の先生や訪問を受け入れてくださった機関を始め、関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

参加者名簿

1	セーンタヴィ・インタウオン
	Mr. Sengthavy INTHAVONG
	ラオス国立大学法政治学部刑事法学科学科長
2	タノンサック・ラーサポン
	Mr. Thanongsack RASPHONE
	中部高等人民裁判所副所長
3	チャンタチョーン・セーンスリチャン
	Ms. Chanthachone SENGSOULICHANH
	司法省国立司法研修所民事学科副学科長
4	パンサイ・タマシット
	Mr. Phanxay THAMMASITH
	治安維持省警察大局経済警察局副局长
5	ニーワン・ソムセーンディ
	Mr. Nivanh SOMSENGDY
	ラオス弁護士会法システム普及部副部長
6	リットナロン・ポンセナー
	Ms. Lithnarong PHOLSENA
	ラオス弁護士会チャンタブリー郡弁護士
7	トンワン・ケオウィライ
	Mr. Thongvanh KEOVILAY
	最高人民検察院民事監査局商事・少年事件監査部部長
8	インボン・チャンタウオンサ
	Mr. Inpong CHANTHAVONGSA
	治安維持省警察大局薬物防止局副局长
9	カンパイ・クムポンパックディ
	Mr. Khamphay KOUMPHONPHAKDY
	最高人民検察院検察官研修所副所長
10	ブンラム・セーンマニー
	Mr. Bounlam SAENGMANY
	最高人民検察院刑事監査局刑事事件監査部副部長
11	ポーンサイ・パパスサラーン
	Mr. Phonexay PAPHATSALANG
	ラオス国立大学法政治学部図書館長
12	ウイトゥーン・スックカセン
	Mr. Vithoun SOUKASEN
	治安維持省警察大局法務局副局长

13	ウボン・チュンラマニー
	Mr. Oubon CHOUNLAMANY
	治安維持省警察大局犯罪捜査局副局長
14	スワンナホン・シーハーパンヤ
	Mr. Souvannahong SIHAPANYA
	司法省中部国立司法研修所刑事法学科副学科長
15	ポンティダー・ペンサワット
	Mr. Phonethida PHENGSAVATH
	最高人民裁判所民事部裁判官
16	スリデート・ソーインサイ
	Mr. Soulideth SOINXAY
	最高人民裁判所民事部裁判官補
17	ウーカム・ソーラポム
	Ms. Oukham SOLAPHOM
	ラオス国立大学法政治学部刑事法学科テクニカルスタッフ
18	ブンタワット・ハーンサイニャ
	Mr. Bounthavath HANSAYA
	中部高等人民裁判所裁判官補
19	カイアムポーン・ウォンポートーン
	Ms. Kaiamphone VONGPHOTHONG
	司法省南部国立司法研修所テクニカルスタッフ
20	プーワン・シンハナート
	Mr. Phouvanh SINGHANAD
	司法省国立司法研修所テクニカルスタッフ
21	カムスッチャイ・クンシー
	Mr. Khamsoutchay KHOUNSY
	治安維持省警察大局テロ対策局テクニカルスタッフ

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 小島 麻友子 (KOJIMA Mayuko), 氷室 隼人 (HIMURO Hayato)

国際専門官 / Administrative Staff 本間 基之 (HOMMA Motoyuki), 執行 優里 (SHIGYO Yuri),
今村 佳織 (IMAMURA Kaori)

ラオス第3回本邦研修(刑事法)「刑事訴訟法における証拠法研究」日程

【教官:小島麻友子,氷室真人 専門官:執行優里】

月 日	曜	午前		午後
5 / 日 19		入国		
5 / 月 20		9:30 JICAオリエンテーション 11:30 TIC	12:00 ICDオリエンテーション 12:30 TIC	14:00 講義「日本の刑事手続と証拠法理論について」 ICD小島教官 17:00 TIC
5 / 火 21		9:30 講義「ドイツ法における証拠法理論概要－証拠禁止を中心として」 専修大学大学院法務研究科 加藤克佳教授	12:30 TIC	14:00 講義「英米法における証拠法理論概要－米国法を中心として」 同志社大学大学院司法研究科 洲見光男教授 17:00 TIC
5 / 水 22		9:30 意見交換① (証拠法講義振り返り)	12:35 TIC	14:00 講義「模擬取調べから学ぶ日本の取調べ」 ICD教官 17:00 TIC
5 / 木 23		9:30 意見交換② 洲見光男教授, 加藤克佳教授	11:35 赤れんが第1教室	13:00 東京地方裁判所訪問(刑事裁判傍聴) 東京地方裁判所
5 / 金 24		9:30 講義「裁判所の観点から見た日本の証拠法について －自白, 補強証拠及び違法収集証拠を中心に」 波床昌則弁護士	12:30 赤れんが第5教室	12:45 意見交換会 KKR 14:45 洲見光男教授 赤れんが第5教室 17:05
5 / 土 25				
5 / 日 26				
5 / 月 27		9:30 講義「弁護士の立場から見た自白法則及び違法収集証拠排除法則」 宮家俊治弁護士	12:30 TIC	14:00 意見交換④ 洲見光男教授 17:10 TIC
5 / 火 28		9:30 意見交換⑤ 洲見光男教授	12:35 TIC	14:00 意見交換⑥ 洲見光男教授 17:00 TIC
5 / 水 29		9:30 講義「日本の警察の鑑識実務について」	11:10 TIC	14:00 科学警察研究所訪問・講義「日本における犯罪者プロファイリング」, 「ポリグラフ検査」 警察庁科学警察研究所
5 / 木 30		9:35 意見交換⑦	12:00 TIC	14:00 講義「警察での取調べについて」/取調べ室見学 埼玉県警察大宮警察署
5 / 金 31		9:30 統括質疑応答	12:30 TIC	12:45 JICA講評, 評価会, 修了式 13:15 TIC
6 / 土 1		帰国		